

銚子商工「しんくみ はばたき奨学金」応募要項

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 当組合の営業地区内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、高校生及び保護者が当組合の営業地区内に住所を有している方。
- (2) 収入要件
本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者1人）の収入が下記金額以下であること。

収入要件	給与所得者	給与所得者以外
	270万円（税込み） 源泉徴収票の支払金額	135万円（税込み） 確定申告書等の所得金額

2. 募集人員

30名（応募者が30名を超える場合は、当組合の基準により受給者を決定します）

3. 募集期間

令和6年5月1日（水）から5月31日（金）までの当組合営業日

4. 受給者への決定通知

募集期間終了後6月上旬に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡します。

1年毎に受給者を決定します。
次年度募集時に再応募可能、但し応募は1学年1回とし3回を限度とします。

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

- (1) 給付額 年額12万円
- (2) 給付期間 令和7年3月迄の1年間
- (3) 給付時期

当組合に生徒の口座を作成していただき、6月以降その口座へ毎月25日に振込みます。

ただし、当組合の休日に当たるときは、その前営業日とします。

4月から5月分までの奨学金は6月に一括して振込みを行い、7月分以降は、毎月1万円の給付を行います。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

- ①銚子商工信用組合返還不要の給付型奨学金給付申請書
- ②個人情報の保護に関する同意書
- ③在学証明書の原本
- ④住民票謄本の原本（世帯全員の続柄記載のもの、マイナンバー記載不要）
- ⑤収入に関する書類

◇給与所得者

源泉徴収票の原本又は市町村役場発行の「所得証明書」の原本(有料)

◇給与所得者以外

《確定申告を申告書の持参・郵送により行った場合》

- ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの）

※税務署の受付印が無いものは、加えて市町村役場発行の「所得証明書」の原本（有料）が必要です。

《確定申告を電子申告により行った場合》

- ・申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

《公的年金受給者の場合》

- ・公的年金等の源泉徴収票（最新の写し）

《その他》

- ・その他年間の収入がわかる書類（最新）

(2) 申込先

営業店窓口

7. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

8. 奨学金の給付休止・中止

(1) 奨学金の給付休止、中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届け出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。

(2) 休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返還していただきます。

また、復学等した場合は速やかに当組合に届け出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。

なお、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は、届け出がなくても給付を休止又は中止します。

(3) 休止・中止の事由

①給付の休止

受給者が休学したとき

②給付の中止

ア. 受給者が退学したとき、又は営業地区以外の高等学校に転校したとき

イ. 受給者が死亡したとき

ウ. 高校生（受給者）及び保護者が当組合の営業地区内に住所を有しなくなったとき

エ. 母子家庭・父子家庭でなくなったとき

9. その他

ご提出いただいた書類は、ご返却しませんので予めご了承下さい。

お問い合わせ先

銚子商工信用組合 総務人事部

〒288-0043 千葉県銚子市東芝町1-19 TEL 0479-22-5335

(受付：月～金曜日のうち当組合の営業日午前9時～午後5時)